

空き家バンク制度のご案内

玖珠町には、移住・定住政策の一環として、玖珠町への移住希望者などへ空き家情報を提供するための「空き家バンク制度」があります。空き家を所有していて、「売りたい」「貸したい」という方は、ぜひ**みらい創生課**までご連絡ください。

空き家バンクへの登録と利用の流れ



空き家所有者

空き家物件の登録を希望する人



移住希望者

空き家の利用を希望する人

① 空き家物件の登録申込

空き家の売買・賃貸を希望する人は町へご連絡ください。ただし宅建業者に取引を依頼していない物件が対象です。

② 物件の確認

町職員が物件の現地確認に伺いますので、立会いをお願いします。

③ 物件登録

物件が利活用するのに適切だと判断されると正式に登録となります。

【必要書類】

- ・空き家バンク情報登録申込書
- ・土地と建物の登記事項証明書（全部事項証明書）

※共同担保目録も記載されたもの

※相続登記や抵当権の抹消が済んでいれば登録できます。

※農地の付随した空き家でも登録できます。（別途手続きが必要です。）

※寄付などによる町への所有権移転はできません。

空き家バンク（玖珠町）



※ご注意ください※

町では空き家情報の提供や連絡・調整を行いますが、「あっせん」「交渉」「契約」などは行っていません。

① 空き家物件情報の提供

登録された物件を町ホームページで情報提供します。

② 空き家情報の閲覧

空き家所有者、移住希望者、町職員の三者で空き家の内覧を行います。

③ 利用の申込み

買いたい、借りたい物件があったら物件交渉を申込みます。

交渉・契約

所有者と利用希望者の当事者間での交渉となりますが、宅建業者などに仲介を依頼する方法をお勧めします。



問い合わせ先

玖珠町役場 みらい創生課 企画・SDGs推進班（電話 0973-72-1151）

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5